

午前10時00分 開 議

○委員長（薄田 智君） おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。よろしく申し上げます。

本日は認定第2号から認定第10号まで、計9件の審査を行います。

また、審査の進め方は歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取につきましても議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第2号 平成27年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） おはようございます。それでは、237ページから299ページにわたります認定第2号 平成27年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入の合計収入済額は38億8,167万9,833円、歳出の合計支出済額は38億827万5,527円となり、歳入歳出差し引き7,340万4,306円は平成28年度に繰り越すものでございます。ちなみに申し上げます。平成28年3月末の被保険者数は7,395人でございまして、対前年同月末と比較しますと7,687人との比較で292人、3.8%の減となっております。

それでは、歳出のほうから説明申し上げます。272ページをお願いいたします。第1款総務費につきましましては、職員の人件費及び電算処理システムの委託料等国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会への負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主なものでございます。

次に、276ページ、第2款保険給付費につきましましては、療養諸費、高額療養費のほか、278ページの出産育児一時金及び葬祭費でございまして、保険給付費総額の対前年度比較では9,938万円程度、約4.2%減少しております。なお、1人当たりの医療費でございますけれども、36万3,896円で、前年度と比較しまして0.5%の減となっており、給付費ベースでは1人当たり保険給付費が29万9,111円で、対前年度比30万438円との比較で約0.4%の減少となっております。

次に、280ページ、第3款後期高齢者支援金は後期高齢者医療費制度に係る医療費の約4割を現役若年世代の被保険者が負担するための支援金及び事務費拠出金でございます。

次に、282ページ、第4款前期高齢者納付金等は65歳から74歳の方を対象とした健康保険組合等の被用者保険と国民健康保険の制度間での医療費負担の不均衡を調整するための事務費の拠出金でございます。

次に、284ページ、第5款老人保健拠出金につきましましては、平成19年度まで老人保健制度による医療費を精算、過誤調整、再審査等をしておりましたものを精算するものとして、事務費を拠出したものでございまして、この老人保健拠出金については平成27年度で終了ということになって

ございます。

次に、286ページ、第6款介護納付金につきましては、介護保険第2号被保険者が納付する介護分の保険税を社会保険診療報酬支払基金に支出したものであり、平成27年度末の第2号被保険者数は2,443人となっております。

次に、288ページ、第7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金は1カ月80万円を超える高額な医療費が発生した場合の国保財政の急激な影響を緩和するため、全ての市町村国保から応分の拠出によって共同事業とするものでございまして、県単位で当該費用の負担を調整し、国及び県も市町村の拠出金に対して4分の1ずつ負担するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、全ての医療費について市町村国保の拠出金で当該医療費の負担を共有する共同事業でございます。

次に、290ページ、第8款保健事業費につきましては、1項1目保健衛生普及費でレセプト点検員の人件費、食生活改善等の健康づくりに関する経費及びジェネリック医薬品の差額通知書作成経費、2目疾病予防費では人間ドック等の助成金等が主なものでございます。なお、ジェネリック医薬品の利用率は平成27年度平均で数量ベースで53.8%となっておりまして、前年度と比較して数量ベースで4.1%増加しております。また、人間ドック受診者につきましては基本健診1,025人で受診率は16.1%となっております。胸部、腹部CT検査については257名の受診、脳ドックは47人と昨年度2名から大幅に増加しております。これは、中条中央病院のMRI導入による37名の増加が主な要因でございます。

2項1目の特定健康診査等事業費につきましては、医療保険者に生活習慣病に関する健診と保健指導が義務化されて以来、40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象とした健康診査等の経費でございまして、平成27年度は速報値でありますけれども、特定健診対象者5,601人に対し受診者は2,582人で、受診率は46.1%であります。特定保健指導の対象者は323人に対して修了者は124人、修了率は38.4%となっております。

次に、292ページ、第9款基金積立金につきましては、保険給付費準備基金の積立金となっております。

294ページ、第10款公債費、1項1目利子は一時借入れを行った場合の利子でございますけれども、平成27年度は借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、296ページ、第11款諸支出金は国保資格喪失による過年度分の国保税の還付金、療養給付費等に係る負担金の精算による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計からの繰入金についても前年度精算分をお返しするという事で繰り出すものでございます。

298ページ、第12款予備費につきましては、27年度支出はございませんでした。

続きまして、歳入について説明申し上げます。お戻りいただきまして、246ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付分、後期高齢者支援金等分及び介護納

付金分の現年度課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入決算したもので、対前年度比較で7,457万7,171円、10.6%程度の収入減となっております。ちなみに、軽減後の1人当たりの賦課額では、医療分と支援金分との合計で1人当たりの賦課額7万3,057円となっております。対前年度比で5,434円の減少、介護分につきましては2万2,746円、対前年度比で1,304円の減少となっております。なお、収納率は現年分が97.0%で、対前年度比較0.92%増加、滞納繰越分が21.58%で対前年度比較0.54%増加しております。

次に、248ページ、第2款分担金及び負担金につきましては、特定健康診査に係る個人負担金でございます。

250ページ、第3款は督促手数料でございます。

次に、252ページ、第4款国庫支出金につきましては、医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の負担金及び高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金等の補助金が主なものでございます。

次に、254ページ、第5款療養給付費等交付金につきましては、退職者被保険者の医療費について被用者保険が市町村国保に拠出金を負担するもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、256ページ、第6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳の方を対象とした被用者保険等の保険と国民健康保険間の医療費の負担を調整する制度でございまして、前期高齢者加入人数の多い国民健康保険財政の支援を若年者の加入の多い協会健保組合などが前期高齢者の納付金として負担するもので、保険者間の医療費負担の不均衡を調整するための交付金でございます。

258ページ、第7款県支出金は、高額医療費の共同事業、特定健康診査等に係る県負担金及び財政調整交付金でございます。

次に、260ページ、第8款共同事業交付金につきましては、市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源として、交付基準額を超えている部分が生じている本市を含む市町村に対して国保連合会から交付がなされたものでございます。

262ページ、第9款財産収入につきましては、保険給付費準備基金の利子でございます。

次に、264ページ、第10款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として低所得者の多い保険者支援のための保険税軽減に対する公費負担、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税の負担の平準化を図るための国保財政安定化支援事業として一般会計から繰り入れたものでございます。

266ページ、第11款繰越金は前年度の精算確定に基づく繰越金であり、268ページから271ページにわたる第12款諸収入につきましては国保税の延滞金、交通事故などによる第三者行為による損害賠償金が主なものとなっております。

以上で国保会計の決算報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。

す。ご質疑願います。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） ちょっと外れているかなというふうにおしかり受けるかと前提にお聞きしたいと思いますが、監査委員の意見書の中で先ほども財政規模の安定化を図るために平成30年から財政の運営主体が今度県になるというふうなことで、今準備が進められていると思うのですが、この財源というのは中身によって国から半分ぐらいの補助金が出て、あとは各市町村の所得とか医療水準によって分担金というような形で決まるというふうな内容になっているというふうに聞いているのですが、そうなったときに例えば今回も一般会計からの繰り入れ2億2,000万何がしあるわけだね、そういうのというのはあくまでも構造的な問題で胎内市の国保財政厳しいものだから一般会計から繰り入れているのだと、しかし統合したときにそういうことは今度やらなくてもよくなるのか。それともう一つは、県内でも市町村によっては保険料というのは相当ばらつきがあります、その財政力によって。何か標準保険料というのはある程度決まっていて、そのハイエンドローでもって市町村が保険料を決定するというふうな話聞いているのですが、その辺というのはどういうふうなあれなのですか、今の準備段階で結構ですので、わかっていたら教えてください。

○委員長（薄田 智君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） お答えいたします。

渡辺委員おっしゃるとおり平成30年度から国民健康保険につきましては市町村単位ではなくて新潟県が保険者、保険主体となって財政運営を行うということで、これは新潟県だけではなくて全国共通なのですけれども、そういうことで今準備を進めている段階です。保険料につきましてはすけれども、保険税です。胎内市の場合は保険税ということになりますが、それにつきましては5年連続ずっと据え置きということで今年度まで、平成28年度も据え置きでやってございますけれども、5年連続になりました。そんな中で、今度県が保険主体になった場合後期高齢者医療制度の場合は新潟県で統一の保険料ということで運営されております広域連合が保険者運営主体となって、今度国保の場合は県が保険者、運営主体となって行くと、それについて今年度春から新潟県国民健康保険の連携会議というものを県のほうが事務局となりまして立ち上げました。その中で統一した保険料をどうすべきかという議論を30市町村の国保の関係者で協議していただいるところです。その中で最終的には統一した保険料に持っていきたいというのが多数の意見なのですけれども、平成30年度当初は渡辺委員おっしゃったように医療格差が新潟県では高いところと低いところで1.7倍あるということが今データとして出ております。そういうものも含めて平成30年度県に保険者移行した場合には、統一保険料ではなくてある程度県のほうで標準的な保険税率を示して、その部分を参考にしながら市町村で最終的な保険税率を決める方針で今議論がされているという状況でございます。

繰り入れにつきましてですけれども、胎内市で今一般会計から繰り入れしていただいている、

国保会計にもらっている繰入金については政令で定める法定給付分、保険給付分とか、政令で定められている国保財政の財政安定基盤分ですとか高額医療の負担分ですとか、出産育児一時金の負担分ということで、これは政令で定められている基準で一般会計から事務費も含めていただいています。法定外繰り入れというのは胎内市の国保では過去に行っておりません。ということは、保険税軽減のために一般会計からお金をいただくとか、国保財政が保険給付費が高くなってそれに見合う収入がなくて赤字になる場合には赤字補填ということは、今まで法定外繰り入れというのはしておりません。それを賄うために保険給付準備基金を積み立てしていったものを取り崩し、取り崩し賄ってきたという状況でございます。

ちなみに、県内の市町村、30市町村の国保ございますけれども、今言った保険税の軽減のためですとか国保財政の赤字補填のため法定外繰り入れをしている市町村さんは平成27年度の報告では19市町村あるということになってございますので、胎内市はまだ法定外のそういう繰り入れはしていないということでございますけれども、今回9月補正で計上させていただいておりますが、保険給付費準備基金2,000万円を取り崩して保険給付費の過不足分に充てるという補正予算を計上させていただいております。そうすると、保険給付費準備基金の残高が約180万円ぐらいにまで減少しますので、本年度の平成28年度の決算見込みにおきまして過不足が生じることもちょっと検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） そうすると一般会計の繰り入れというのは、例えば割り振り分担金の中で今言ったように例えば医療水準とか、そういう中身からしたら変わらないような状況で同じような形で分担金の中に入れてあるような感じになるのですか。というふうに解釈してよろしいのですか。

それと、もう一つは、将来的には統一すると、後期高齢者と同じように。ということは、本当に今の30市町村の中でどこも財政力もって厳しい状況、恐らく若い人がいっぱいいるようなところでない限りはみんな高齢化していて構造的に難しいかなというふうに思うのだけれども、一本化したときに高いところで一本化なのか、それとも低いところになるのかというのは非常に難しいと思うのだ。今胎内市の保険税というのは県下の中ではどういう位置にあるのですか。

○委員長（薄田 智君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） お答えいたします。

渡辺委員おっしゃるような高い市町村、低い市町村、税率がばらつきがあるということは重々承知しております。胎内市の場合は、5年連続据え置きで保険税の税率1人当たりの賦課額で順位を申し上げますと、県内16位と、高いほうから16位、低いほうから14位というちょうど真ん中に位置しておりますので、単純にまだ標準保険税率は決まっていますが、均等にならずと胎内市レベルの県からの標準保険税率が算定されるのではないかと推計されますけれども、これは

まだこれから国が定めた標準税率のいろいろな参酌標準に従って試算をしていって来春ぐらいまでにその試算を終えるというスケジュールで進んでおりますので、まだ何ともちょっとお答えできない部分もありますのですけれども、今の胎内市の税率は16位というふうになってございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 国保税の関係ですけれども、徴収率現年度分で97%というふうになっていますが、なかなか払いたくても払えない方多くいらっしゃると思うのです。この中で昨年短期保険証の発行数あるいは資格証の発行数というのは何件ですか。

○委員長（薄田 智君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） お答えいたします。

短期証、資格者証、短期証につきましては保険証の有効期間が3カ月の短期証、資格者証というのは償還払いというので一般的な医療負担であれば自己負担は3割とか2割とか1割を負担、お医者さんに払えばいいのですけれども、全額まず自己負担で医療機関にお金を支払って7割、8割、9割を後でもらうという資格者証でございます。それにつきまして、ことしの7月末に短期証なり資格証の更新を行っております。平成28年度で申し上げますと、短期証が125名、資格者証が20名、平成27年度で申し上げますと、短期証が157名、資格者証が29名となっております。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 1年以上滞納したりすると、資格証明書という形でないかなと思うのですが、なかなか払いたくても払えない、ほかに固定資産税、他の公共料金滞納している方多いと思うのですが、そういう中で徴収機構に送られたというのは何件ぐらいありますか。

○委員長（薄田 智君） 桐生税務課長。

○税務課長（桐生光成君） ただいま正確な数字はちょっと把握していないのですけれども、約5名程度であるというふうになっています。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ありがとうございます。

それから、出産育児一時金、279ページ、当初で1,050万円で25人分で予算化していますけれども、実際にはこれ42万円ですが、支出済額がこんな半端な数字になるというのはどういうことからなのか。

○委員長（薄田 智君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 278ページ、出産育児一時金の決算額が710万2,290円になってございます。42万円ということで、ちょうどその半端が出るというご質問でございますけれども、17件の方に平成27年度は支出してございまして、上限が42万円で、お一人なのですけれども、41万70円の支出の方がいらっちゃったということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 今ほど丸山委員の質問の関連することかもしれませんが、247ページ

に不納欠損額が1,100万円以上のっております。人数にしてどのぐらいおられるのか、また回収のための督促とか納付延長の手続という、こういった告知と申しますか、ことをされて、どれくらいの頻度でやっているのか、お願いします。

○委員長（薄田 智君） 桐生税務課長。

○税務課長（桐生光成君） ただいまの質問にお答えをいたします。

国民健康保険税で不納欠損をした件数と金額でございますけれども、平成27年度につきましては57名、欠損額といたしましては1,166万8,913円でございます。

2つ目のご質問の納税、納められなかった方との折衝についての数字でございますけれども、督促状を発送した段階あるいはその段階でご連絡をくださいと、その督促状発送後になお連絡がない場合につきましては催告書のほうを送付させていただいておりますが、催告書の文書の中にどうしても納められない理由、それから困難であるというような事情がおりになれば市の方にご連絡をくださいという文言を入れた形でお送りをさせていただいております。その中でご連絡をいただいた方につきましては、こういった状況かということをお伺いしながら、分割納付あるいは猶予というようなことを相談をさせていただくというふうな手続をとっております。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 地方税法では不納欠損された方の時効というのがあるかと思っておりますけれども、その時効というのは何年で成立するのか、今までそういった時効が成立したという事案はあったのか、お願いします。

○委員長（薄田 智君） 桐生税務課長。

○税務課長（桐生光成君） 不納欠損の何もしない、滞納があつてから私どものほうで何もアクションを起こさない状態で時効になるケースというのは5年で時効を迎えることとなります。ただ生活実態等を調査いたしまして、どうしても生活困窮ということで納付が困難であるということが判明した場合につきましては、地方税法第15条の7の第1項のところで滞納処分の執行停止という措置がございます。滞納処分の執行停止がかかった場合につきましては、そこから滞納処分を行わないということになりますので、その後3年経過で時効という形になります。ですので、時効になるケースというのは執行停止後の時効と何もしないで5年経過した分の時効と2種類あるという形でございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） それから、滞納されている方に対しての保険証の交付というのはいろんなペナルティーというか、そういったのちょっと教えていただきたいとのことですけれども。

○委員長（薄田 智君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 丸山委員にもお答えしたとおり、ペナルティーといった言い方はちょっとどうなのかあれなのですけれども、短期証、資格者証の交付に、通常の保険証のかわり

に短期証なり資格者証に切り替えさせていただいて、納付相談に応じて滞納の整理につなげていくというふうな形で取り扱いさせていただいております。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 先ほど冒頭の決算の報告の説明につきまして、訂正ございましたので、大変申しわけございません。

歳出につきまして、予備費の支出につきましてですけれども、ございませんというふうに私申し上げました。大変申しわけございませんでした。233万4,000円決算書に予備費充用ということで、予備費を充用させていただいております。これにつきましては、人間ドックの助成補助金に予備費を充用させていただいたということでございますので、大変申しわけございませんでした。

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第2号 平成27年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決いたします。

認定第2号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成27年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） それでは、301ページから325ページにわたります認定第3号 平成27年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額は2億4,933万8,156円、歳出合計支出済額は2億4,890万2,670円となり、歳入歳出差し引き43万5,486円を平成28年度へ繰り越すものでございます。平成27年度末の胎内市の被保険者数は5,049人となっております、1人当たりの医療費につきましては78万3,224円、対前年度比較で4.1%の増加となっております。

それでは、歳出のほうから説明をいたします。初めに、318ページ、第1款総務費につきまして

は、被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料徴収などの事務を行うための経費でございます。

次に、320ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収しました保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を合わせて市の負担分として広域連合に納付するものでございます。

322ページ、第3款諸支出金では、保険料の還付、一般会計からの前年度繰入金の精算による返還金となっております。

324ページ、第4款予備費につきましては平成27年度の支出はございませんでした。

次に、歳入について説明をいたします。お戻りいただきまして、308ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、収入済額の対前年度比較で663万7,700円、3.8%の減となっております。1人当たりの賦課額では3万2,323円で、県平均よりも8,007円低く、現年度の収納率は99.69%となっております。

310ページ、第2款は普通徴収保険料の督促手数料でございます。

次に、312ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費負担や後期高齢医療事務の執行に要する経費としての一般会計から繰り入れたものでございます。

314ページ、第4款は前年度繰越金でございます。

最後に、316ページ、第5款諸収入は、保険料の延滞金や広域連合からの保険料の還付金となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第3号 平成27年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決いたします。

認定第3号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成27年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） おはようございます。それでは、私のほうから平成27年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

327ページから377ページにわたってございます。歳入の合計収入済額は32億6,255万8,384円、歳出の合計支出済額は31億1,202万2,198円となり、歳入歳出差し引き1億5,053万6,186円は、平成28年度へ繰り越すものでございます。平成27年度末時点の要介護認定者数と受給者数とを見ますと、高齢者数9,596人に対しまして認定者数が1,758人、認定率は18.3%という状況でございます。当市の認定者のうち、サービス利用人数は1,505人、受給率は85.6%という数値でございます。参考といたしまして、県の認定率の県平均は18.5%、全国平均は17.9%となっております。

それでは、歳出から説明を申し上げます。初めに、352ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費、第1号被保険者の保険料賦課徴収事務及び介護認定事務に係る経常経費のほか、介護保険運営協議会委員報酬等が主なものでございます。

次に、356ページから361ページにわたります第2款保険給付費につきましては、介護サービス及び介護予防サービスの給付費の各項目別支出でございます。保険給付費全体としての対前年度比較では1,720万4,175円、0.6%の増となっております。

362ページ、第3款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

次に、364ページから369ページにわたります第4款地域支援事業費、1項2目二次予防事業費につきましては、生活機能が低下している高齢者に対し実施した運動、栄養、口腔機能向上事業などに係る経費でございます。

また、3目一次予防事業につきましては、介護予防の普及啓発事業、介護予防リーダーの育成、支援、地域の茶の間サロン活動等、地域介護予防活動支援事業に係る経費でございます。

366ページ、2項1目包括的支援事業では、4カ所の地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的、継続的マネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務などに係る経費でございます。

次ページにわたります2目任意事業では、紙おむつ等給付事業、介護相談員派遣事業、ナイトケア事業などに係る経費でございます。

次に、370ページ、第5款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金でございます。

次に、372ページ、第6款公債費、1項1目利子につきましては、平成27年度において一時借入れ等がなかったため支出はございませんでした。

次に、374ページ、第7款諸支出金につきましては、過年度分第1号被保険者保険料還付金、保険給付費等に係る負担金精算による国庫支出金等、前年度分返還金及び一般会計からの繰入金についても前年度精算分として繰り出しております。

376ページ、第8款予備費でございますが、前ページの第7款諸支出金、2目の償還金で支払基金への返還金に595万7,000円を充用させていただいております。

次に、歳入について説明を申し上げます。お戻りいただきまして、334ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。収入済額の対前年度比較で7,498万6,100円、12.6%の増となっております。また、徴収率は97.9%で、対前年度比較で0.3%の減となっております。

次に、336ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料及び介護予防教室利用に係る利用者負担でございます。

次に、338ページ、第3款国庫支出金につきましては、法定の負担割合に基づく国の介護給付費負担金及び調整交付金並びに介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業交付金でございます。

次に、340ページ、第4款支払基金交付金につきましては、介護給付費及び介護予防事業に係る地域支援事業費に対する交付金で、第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、342ページ、第5款県支出金につきましては、法定の負担割合に基づく県の介護給付費負担金及び介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業交付金でございます。

344ページ、第6款財産収入は、給付費準備基金の利子等でございます。

次に、346ページ、第7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、法定の負担割合に基づいた介護給付費負担金及び介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業負担金並びに職員給与費等、事務費を繰り入れたものでございます。

続いて、348ページ、第8款繰越金は前年度からの繰越金でございますし、350ページ、第9款諸収入については保険料延滞金等でございます。

以上でございます。説明を終わらせていただきます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 369ページのほうなのですが、ナイトケア事業委託料とあるのですが、21万円ということで金額はそんなではないのですが、ナイトケア事業の内容と利用されている方どれぐらいいるのかをお願いします。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

ナイトケア事業でございますが、介護保険のサービスを利用できない介護の必要な高齢者を介護している家族等が一時的に介護が困難になったときに指定介護施設に宿泊等をさせ、必要なサービスを提供する事業でございます。平成27年度においては、利用者5名、延べとして26日間の

利用でございました。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 昨年も介護施設が結構増えまして、それが住みよさランキングを上げたというふうに言われる方もおりますけれども、介護保険の計画等の関係で市民の中には施設が増えてだぶついているのではないかというふうに言われる方もいらっしゃるのですが、私はそうは思わないのですけれども、その辺の計画と現状についてどうなっているか、伺います。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

ただいまの質問でございますが、本年度の介護給付費の、保険給付費の状況を見ますと介護サービスのところで地域密着の保険給付が約1億5,000万円ほど昨年比で増加という形になってございます。これにつきましては、新たな施設ができたというところでの影響だと考えているところでございます。委員からのご質問もございましたが、だぶついているという状況というのは、現状においてははないという状況でございます。一般質問でもございましたが、まだ施設の待機という方たちは解消できていないという状況でございます。また、そのとき市長答弁にもございましたとおり今後第7期の計画をこれから組んでまいります、その中におきまして事業等を精査させていただきまして、可能な施設整備等も保険料との兼ね合いを検討し、調整していきたいと考えてございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、今介護保険計画とほぼ市内の施設は同じぐらいただと、計画どおりだというふうに認識していいのですか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 第6期の計画を組ませていただきまして、保険料を出しているわけでございますが、その計画の支出額、平成27、28、29と3カ年を見込んだ額で保険料割り出しておりますが、計画で想定した額よりも内輪で済んでいるという状況でございます、今の段階では計画どおりの移行ができていないかというふうに考えてございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 介護認定者が毎日のように申請されると思うのですけれども、年間通して介護認定の申請というのはどれぐらいありますか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

昨年度、平成27年度においての認定の申請件数でございますが、1,672件でございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ちょっと思ったより多いと思うのですけれども、それ申請ですか、認定件

数ですか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 申請の件数でございます。うち認定の件数は1,612件でございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると割合というのは、例えば認定患者になるには65歳以上だったのですか、割合というのは増えているということですか。年間通してこんな大勢亡くならないと思うし。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

昨年度の認定件数が1,612名と申し上げました。また、その前年度の認定者数は1,567人ということでございます。ということで、年間通して45名増加というような形になってございます。その前年度を見てもやはりそのような形で推移をしているのではないかというふうに思います。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると要支援も含めて認定されている方というのは何人いらっしゃるのですか、全体で。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 今の1,612名が認定者総数でございます。その内訳としましては、要支援1が194、要支援2が293、要介護1が254、要介護2が230、要介護3が222。

失礼いたしました。訂正いたします。認定者の総数としましては、1,783名でございます。申しわけございません。

○委員長（薄田 智君） ちょっと待ってください。ちゃんと整理してやってください。時間まだあるからゆっくり。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 失礼いたしました。認定申請の件数は平成27年度において1,672人でございます。そして、認定者数の総数といたしましては1,758人でございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今隣の富樫委員からアドバイスいただきまして、実際に認定者数というのはいるのですけれども、新たに認定申請した人、認定患者がさらに介護度2から悪くなって3、4になるという申請は除いて、初めて、入院していたけれども、退院するに当たって介護を必要になってくる方いらっしゃいますよね。そういう新たに認定申請した人を聞いたかったのです。それはわかりますか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

全く新規で新たな申請をされた方の数は387名でございます。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今の関係あるかもしれませんが、357ページの施設介護サービス給付費ありますけれども、10億4,000万円が出ていますけれども、その内容をちょっとお聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

施設介護サービス給付費でございます。平成27年度におきましては10億4,000万円ということでございます。こちらの内容につきましては、特養あるいは老健、特別養護老人ホームと老人保健施設の利用者の給付費でございます。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） そこに入っている人数わかりましたら、また1人当たり幾ら、計算機あればわかるのだけれども、お聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

3月末の施設の入所の方の人数でございます。331人でございます。1人当たりの年間の給付費としましては、約でございますが、300万円というところでございます。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 先ほどの丸山さんに関連するのだけれども、例えば介護認定の割合決まる、例えば3とか4とか、ケアマネジャーに介護プランを作成してもらいます。それに合った介護プランを例えば老老介護みたいな財政的に厳しい人たちというのは本当はサービスを受けられるのだけれども、負担が伴うよね、それでもって満足したサービスを受けていない、自分から、いや、これはいいですよ、これはいいですよというふうな、そういうふうな形をとっているというのはどのぐらいいるものか、ないのか、全部すっとやっている、そういうのはあるのですか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 委員ご指摘のとおり、まずはプランを作成するというので、希望するサービスを提供するというのが形でございますが、中にはそういう負担という部分でサービスをそれこそ選定するところにサービスを1回減らすとか、そういうような形での調整はあるのではないかというふうに考えております。実数として、実態としては今つかんでおりませんが、あるというふうには考えてございます。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） そこなのだよ。本当に保険あってサービスないというような感じというのは当初から、制度ができた当時から心配されていた。実際権利はあるのだけれども、負担が伴うものだから、我慢してじいちゃんがばあちゃんのそれに見合った介護していると、だから本当にそれがいいのか悪いのか、その実態を把握して例えば胎内市でもって独自のサービスというのを考えられないのか。前はよく独自サービスとか横出し、何出しみたいないろいろやった経緯

もあるのだけれども、最近介護保険制度というのはいろんな面で本当に保険と伴ったような制度になっているのかなと物すごく、まさに保険あってサービスないような状況が往々に最近制度改正もかなりされてきています。だから、その辺が独自サービスの中でやはり実態を把握した中で、何で受けられないのだろうと、そうするとおのおのと今度医者にかかったり余計なもので給付が増えていく。だから、予防というふうな形も含めて、そのもっと実態を把握する必要があるのではないかと思うのだけれども、どうなのでしょう。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 確かにその辺につきまして十分な検討する余地があると思います。うちのほうといたしましても、各事業所等ちょっと調査をかけてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 369ページの13節委託料、紙おむつ給付事業委託料、これは社会福祉協議会さんにしているのかな、それにしてもいろんな、私これ提案してやった事業ですけれども、1カ月当たり幾らだったか忘れてしまいましたが、市から提供されるのだと肌に合わない、いろんな紙おむつあるのですよね、肌ずれおこしたり何だりするから、それも福祉協会から押し当てみたいに行っているのですか。前はレシート持ってくると、現金くれないからレシートで銀行振り込みになってあったのです、市役所へ。今福祉協議会と、うんうんと言ったからそれですけれども、今紙おむつのあれはどういうふうになっておりますか、900万円ぐらい上がっていますけれども、1カ月どのぐらいでしたか。手すりもあるのです、手すりの補助事業、あれは2万5,000円かな、1件当たり、何かそういうふうに決まっていたと思ったのですけれども、私提案したのですが、そういうふうになっておったのが、今どのぐらいになっておりますか、それもお聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

紙おむつの給付事業ということで、社協さんのほうに委託をしております。こちらにつきましては、今委員ご指摘がありました紙おむつがかたいとかというようなこともありますので、現在いろんな100種類ぐらいのものから選択をできるような形になってございますので、そちらにつきましても対応できているというふうに考えてございます。また、紙おむつにつきましては月額で2,500円相当、年間で3万円というところでございます。

○委員長（薄田 智君） 手すりのほうは上げないのですか。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 手すり等につきましては、介護保険のほうの住宅改修のほうで対応しているということでございまして、平成27年度におきましては70人の利用がございました。手すりを含めた形でございますが、70人の利用ということでございます。

〔「金額は」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（須貝敏昭君） ちょっとケース・バイ・ケースによりまして、その中身につきまして定額でございませんので、ちょっと今のところ正確な数値は出せない状況でございますが。

〔「限度額」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 限度額は20万円でございます。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第4号 平成27年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第4号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成27年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 私から認定第5号 平成27年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

決算書の380ページをお開きください。平成27年度の歳入合計は1億1,094万8,929円となりました。

382ページをお願いいたします。歳出合計は1億218万9,489円となり、歳入歳出差し引き875万9,440円を平成28年度へ繰り越しいたすものでございます。

それでは、個々の内容について歳出から説明申し上げます。396ページ、397ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の医科の部門における運営経費でありまして、医師、看護師等の職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経費を支出したものでございます。

次に、2目歯科診療費でございますが、398ページ、399ページをお願いします。こちらは、歯科及び歯科分室の運営経費でございますが、13節委託料では医師に対する歯科診療業務委託料、

18節備品購入費で高圧蒸気滅菌器及び歯科用デジタルエックス線画像スキャナーの購入に係る経費が主なものでございます。

次に、3目は鍼灸マッサージ診療に係る経費でございまして、施術師の賃金が主なものでございます。

400ページ、401ページをお願いします。2款基金積立金につきましては、診療所運営事業基金に係る利子を同基金に積み立てたものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。386ページ、387ページをお願いします。第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科及び歯科の診療収入と鍼灸マッサージ施術収入でございます。

2項手数料、1目衛生手数料につきましては、診断書及び介護保険主治医意見書の作成料でございます。

388ページ及び389ページをお願いします。第2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、診療所運営事業基金に係る利子でございます。

390ページ、391ページをお願いします。第3款繰入金でございますが、医科の部門において、かつてほど患者数は多くなく、診療収入だけでは診療所の運営を賄い切れない状況にありますので、その補填として診療所運営事業基金を全て取り崩すとともに、一般会計から繰り入れを行ったものでございます。

392ページ、393ページの第4款繰越金は、前年度からの繰越金です。

394ページ、395ページの第5款諸収入は、胎内やすらぎの家からの診療協力料等でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第5号 平成27年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第5号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

席の移動がありますので、しばらくお待ちください。

ちょっとトイレタイムとりましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 20分まで行ってきてください。お願いします。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（薄田 智君） それでは、会議を再開いたします。

次に、認定第6号 平成27年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） それでは、認定第6号 平成27年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業全体の平成27年度末の接続人口は6,872人で、処理区域内人口に対する接続率は71%となっており、平成26年度末と比較して1.7ポイントの増となっております。地区ごとの人口ベースでの接続率といたしましては、黒川処理場区で92.7%、鼓岡処理場区で78.3%、乙処理場区で55.5%、大長谷処理場区で51%となっております。また、年間有収水量は平成26年度と比較しまして0.6%増の71万8,654立方メートルとなっております。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものを説明させていただきます。歳出から説明させていただきますので、決算書の432、433ページをお願いいたします。第1款1項1目農業集落排水運営費において、2節は職員4人分の給与費であり、11節需用費におきましては、施設運営に係る消耗品費、電気料、施設の修繕費等でございます。続きまして、12節役務費につきましては、処理場、マンホールポンプを監視するための通信費、農業集落排水の汚泥を公共下水道の中条浄化センターで処理するための手数料が主なものでございます。第13節委託料につきましては、施設の管理委託料、汚泥の運搬委託料及び黒川処理場の機能強化に係る実施設計業務委託料が主なものでございます。また、15節工事請負費につきましては、公共ます設置工事が主なものでございます。続きまして、第27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税が主なものでございます。次ページの第28節につきましては、一般会計への繰出金でございます。

はぐっていただきまして、436ページ、第2款基金積立金につきましては、基金の利子をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。

はぐっていただきまして、438ページ、439ページ、第3款公債費につきましては起債の元利償還金でありまして、平成27年度末の元金の残高につきましては56億2,880万2,936円となっております。

ます。

続きまして、440ページ、第4款予備費でございますが、予備費については執行がございませんでした。

戻っていただきまして、続きまして歳入に参ります。414ページをお願いいたします。第1款1項1目受益者分担金につきましては、乙地区における分担金でありまして、1件当たり25万円を3年間で分割納付いただいているものであります。平成27年度中の納入額は44万9,100円となっております。

2項1目工事負担金につきましては、管渠建設工事完了後、家の新築等新たに公共ますを取り出す必要が生じた場合工事負担金として公共ます1カ所当たり25万円を負担していただくものでありまして、合計で175万円となっております。

続きまして、416ページ、417ページ、第2款使用料及び手数料でございます。1目の農業集落排水使用料につきましては、4地区における下水道の使用料であります。平成26年度と比べますと183万7,634円、率にして1.4%の増となっております。収納率につきましては98.5%、前年が98.6%でありましたので、ほぼ同じ率となっております。

続きまして、418ページ、419ページでございます。第3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金でございます。こちらにつきましては黒川処理場機能強化実施設計業務委託に係る補助金でございます。

続きまして、420ページ、421ページ、第4款第1項1目農業集落排水事業費県補助金でございます。こちらにつきましては、農業排水事業における起債の元利償還に充てるため各年度の事業費の12%を総額としまして、県が分割で補助するものでございます。

続きまして、422ページ、財産収入でございます。財産収入につきましては、市債償還準備基金利子及び財政調整基金利子を積み立てたものでございます。

続きまして、424ページ、425ページ、第6款繰入金でございます。1項1目一般会計繰入金につきましては、農業集落排水事業に対する交付税の前年度の基準財政需要額として算入された分及び農業集落排水事業会計で財源不足となる分を一般会計から繰り入れているものでございます。

2項1目につきましては、鹿ノ俣発電所からの配当分の繰入金でございます。

続きまして、426ページ、第7款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

はぐっていただきまして、428ページ、第8款諸収入でございます。主なものとしましては、2項1目におきまして年度当初に金融機関に預託したものが戻ってきました排水設備設置資金預託金収入でございます。

3項1目雑入につきましては、乙地内のマンホールポンプの制御盤修理に対する建物災害共済金が主なものでございます。

続きまして、430ページ、431ページ、市債でございます。こちらにつきましては、機能強化事

業等に係る農業集落排水事業債及び資本費平準化債でございます。

決算額といたしましては、歳入総額が5億9,686万2,985円、歳出総額が5億7,938万6,810円であり、差し引き1,747万6,175円を平成28年度に繰り越したものでございます。

以上で認定第6号 平成27年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 415ページの2項負担金、工事負担金でございますが、175万円ばかり、これは公共ますと伺っていますけれども、1戸当たり25万円の負担を見ているというようなことで説明されました。私もその公共ますを入れてはいますけれども、まだつなぎ込み終わっていない方も黒川地区は皆公共ますは入っているわけでございますけれども、新たに乙地区今度農集排合併後やられたわけです。それで、まだ大長谷地区のつなぎ込みが悪いのは、合併後公共ます負担金として25万円取ると、私らは合併前にしたから無償でやったけれども、そういった関連でつなぎ込みが悪いのかなと考える点もあるのですけれども、それと合併前と合併後の乙地区のあれでどのぐらいの起債が増えましたか。何億円ぐらい。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） ちょっと今合併前と合併後というところでの起債の残高というのは資料にございません。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 433ページ、これ1点だけ。役務費の中の手数料で中条浄化センターの2,200万円ほどあるのですけれども、これは毎年あるわけですが、この根拠というのはどういうふうになっているのですか。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 浄化センターのほうの維持管理費を、経費を案分しまして単価を出してこちらに納めていただいているものでございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、では一般的、何か私もわからないのですけれども、条例で定めた根拠というのがあるのですか。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 浄化センターの汚水処理に係る部分の経費で単価を出しまして、それを搬入量で計算して農業集落排水のほうから公共下水道会計のほうへ納めているものでございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

- 委員（丸山孝博君） そうすると単価というのは毎年決まっているわけですか。
- 委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。
- 上下水道課長（本間陽一君） 単価につきましては、毎年経費が変わりますので変動いたします。
- 委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。
- 委員（渡辺宏行君） 榎本委員さんとちょっとあれなのだけれども、これ見ると乙地区が整備終わって間もないというあれもあるかもしれないのだけれども、どういうふうなお願いをやっていかなのだけれども、ここには副市長いるし、優秀な議員さんたち3人もいるのです。こういう人たちをもっとPRでお願いしてやるとか、率先してやはり生活環境を向上させるにもいいのではないかと思うのだけれども、これからというのは策はどういうふうに考えていますか。
- 委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。
- 上下水道課長（本間陽一君） 接続の促進につきましては、費用が数十万円から100万円ぐらいかかるということで、なかなか個別にお願いしましても、家を建てかえるときにとかというようなお話になってまいりまして、方策としましては今年度から排水設備の設置資金の融資の利子補給を制度といたしまして策定しましたところですので、その辺をまた前面に出して接続率促進を図ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。
- 委員（渡辺宏行君） 副市長どうだね。
- 委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。
- 上下水道課長（本間陽一君） あと補足としまして、PRとしまして広報等で周知を図っているところでございます。
- 委員長（薄田 智君） 補足ということで、三宅副市長。
- 副市長（三宅政一君） 私の地元でありますので、お答えさせていただきます。

私は、工事終わった時点ですぐに加入しております。それで、なかなか進まないというものにつきましては、家の建てかえあるいは改装費に莫大な金がかかる、200万円程度全体でかかってくるということで、なかなか進まない状況ではありますけれども、今建築確認の関係で徐々に改装を行っているところも出てきております。私の周囲においても、毎年一、二件はここに加入してきているというような状況でありますので、下流へ行って、この水は農業用水として再利用を図っておりますので、全家庭が入っていただけるようにしていただければというふうに思っておりますけれども、ただ下流部のほうにおいてはなかなかどっこん水の関係等もありまして、進んでこないというような地区もございます。また、金に余裕のある地区については、全世帯が集落全戸が加入しているというようなところもありますので、その辺のところは徐々に進んでくるものというふうに思っておりますけれども、ただ高齢者の世帯につきましてはもう何年もつかかわらないということで、その辺のところはご容赦願いたいというふうに考えております。徐々に進んできて、よい環境のもとでの水利用というものを目指しておりますので、その辺のところご理解いただきたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 先ほど説明はあったのですけれども、ちょっとよくわからなかったので、415ページの受益者分担金のところなのですけれども、3年間で分割払いということで25万円ということなのですけれども、そうしますと1年当たりが8万幾らです。収入済額が44万9,100円ということで、そうしますと件数的にはそんな大した件数にはならないと思うのですけれども、受益者というのは接続している人の人口のことなのでしょうか、それとも集落単位か何か。

○委員長（薄田 智君） 受益者負担の定義からちょっと教えてもらって、その金額、それを説明していただけますか。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 受益者分担金につきましては、乙地区のほうで処理区域となっている方から1戸当たり25万円という形で徴収しているものでございます。供給開始予定の3年前から12回の分割または一括で納入していただいているものでございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 先ほど3年間で分割……3年間の中で12回。それは、では乙地区だけという事で。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） こちらは、乙地区に関するものでございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 今担当課長から乙地区ということなのですけれども、大長谷校区も合併前にやったのですけれども、大長谷校区は公共ます25万円負担取らないのですか、どういう条例になっているのですか。今後するのは取らないのですか、黒川地区だけ、乙地区だけ、それだったら。だけれども不公平、片方ただで、片方……

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） そのほかの地区につきましては、第2項の工事負担金のほうで同じく1件当たり25万円という形で負担していただいております。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員、よろしゅうございますか。

○委員（榎本丈雄君） 課長、本工事は終わったのだよ、みんな、黒川地区は。何か答弁おかしい。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 失礼しました。黒川地区のほうにつきましては、公共ますがついておりますので、これから新たにつける場合に工事負担金として25万円をいただいているというものでございます。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第6号 平成27年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決いたします。

認定第6号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定いたします。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

ここで、田部市民生活課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

田部市民生活課長。

○市民生活課長（田部雅之君） 先ほど国民健康保険の決算の報告のご質問の中で、渡辺委員さんから財政運営の健全化ということで法定内繰り入れ、法定外繰り入れについてのご質問がございました。その中で、胎内市につきましては法定外繰り入れを保険税を据え置いてからはしてございませんというふうにお答えいたしました。それにつきまして、一部訂正させていただきたいところがございます。平成23年度に今の据え置き保険税率引き上げた以降5年間据え置きにさせていただきます。その平成23年度が医療給付費が大幅に増加したことに伴いまして、平成23年度に国保財政の財政支援のために772万6,000円を一般会計から繰り入れしていたということでございますので、訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 渡辺委員、いいですか。

○委員（渡辺宏行君） はい。

次に、認定第7号 平成27年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 続きまして、認定第7号 平成27年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、簡易水道事業の概況からご説明いたします。この事業は、黒川地区に給水している第1簡易水道と鼓岡、大長谷地区に給水しております第2簡易水道で構成されている会計でございます。

ます。給水人口につきましては5,237人、戸数としましては1,867戸となっております。平成26年度と比較しますと、人口につきましては94名減、戸数につきましては20戸増となっております。こちらにつきましては、平成27年度に塩谷地内に特別養護老人ホームが開設されたため、戸数につきましては増えておりますが、人口につきましては他の集落の減少もありまして、全体としては減となっております。年間有収水量は58万7,787立方メートルで、平成26年度と比較しますと1.2%の減でございました。要因といたしましては、給水人口の減少、節水機器の普及などによるものと推察されます。1件当たりの使用料を見ますと、一月当たりで0.5立方メートルの減少しております、27.7立方メートルとなっております。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものを説明させていただきます。初めに、歳出からご説明いたします。462ページをお願いいたします。第1款1項1目簡易水道運営費につきましては、職員2名分の人件費、事務費、一般経費及び簡易水道の運営に係る経費でございます。第11節需用費につきましては、消耗品費、電気料、施設の修繕費等でございます。次の第12節役務費につきましては、配水施設を監視するための通信運搬費が主なものでございます。第13節委託料につきましては、保安待機委託料、水質検査委託料、メーター検針委託料、メーターの交換業務委託料が主なものでございます。第15節工事請負費につきましては、鼓岡浄水場の機能増設工事のほか、はぐっていただきまして平成26年度から繰り越しました紫外線照射設備の設置工事が主なものでございます。第28節繰出金につきましては、一般会計からの借入金の償還額を一般会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、466ページ、第2款基金積立金でございます。こちらにつきましては、簡易水道施設整備基金の利子を基金に積み立てたものでございます。

はぐっていただきまして、468ページ、公債費でございます。こちらにつきましては、起債の元利償還金でございます。平成27年度末の元金残高は5億7,364万2,468円となっております。

はぐっていただきまして、470ページ、第4款予備費でございます。こちらにつきましては、平成27年度は執行がありませんでした。

続きまして、歳入のほうのご説明をいたします。450ページをお願いいたします。第1款1項1目簡易水道使用料であります。平成26年度と比べまして1,697万434円、率にして19.1%の増でございました。こちらの増の要因につきましては、平成27年度の料金改定によるものでございます。収納率につきましては97.9%、平成26年度の97.8%とほぼ同じ率となっております。

続きまして、第2項手数料につきましては給水装置の工事検査手数料等でございます。

はぐっていただきまして、第2款財産収入でございます。1項1目利子及び配当金につきましては、簡易水道施設整備基金利子の収入でございます。

はぐっていただきまして、454ページ、第3款1項1目は一般会計繰入金でございます。こちらは、前年度の交付税の基準財政需要額として算入された分を繰り入れているものでございます。

はぐっていただきまして、456ページ、第4款繰越金でございます。こちらにつきましては、平

成26年度からの前年度繰越金でございます。金額が9,584万7,891円となっておりますが、このうち9,000万円につきましては先ほど申し上げました紫外線照射設備の平成26年度からの繰り越しの財源として繰り越したものでございます。

はぐっていただきまして、第5款諸収入につきましては、2項1目雑入では新たに簡易水道に加入する際にいただく加入金や農業集落排水使用料の賦課徴収業務の受託料、消火栓工事の負担金が主なものでございます。

はぐっていただきまして、460ページ、市債の主なものにつきましては、紫外線照射設備の設置工事に係る簡易水道事業債でございます。

決算額といたしましては、歳入総額が2億8,333万4,028円、歳出総額が2億5,901万418円であり、差し引き2,432万3,610円を平成28年に繰り越すものでございます。

以上で認定第7号 平成27年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願ひます。

榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 463ページの節の13番、浄化槽管理委託料、これは赤谷のカネコトシオさんの分だと私は理解しておりますけれども、それに間違いはないかと。

それから、14節水道施設用地借上料、土地改良区施設使用料、これはどこの場所ですか。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） まず、浄化槽の管理委託料につきましては、鼓岡浄水場の浄化槽の管理委託料でございます。

続きまして、もう一つ、水道施設の用地の借上料につきましては、川合配水池の敷地でございます。

以上です。

〔「土地改良区」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（本間陽一君） 土地改良区につきましては、胎内川沿岸土地改良区……

〔「場所」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（本間陽一君） 場所につきましては、ちょっと今この資料にございませんが、面積としましては1,473平方メートルでございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 今課長言われましたけれども、川合言いましたね、あれは市のことでありませんか、旧黒川の採草地になっているわけですが、誰の名義になっているのですか。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 2万3,402円につきましては、個人の方から借りているものでござ

います。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 今牧草地になっているところでしょう、水道施設あるところは。田んぼでないでしょう。

○上下水道課長（本間陽一君） 川合配水池。

○委員（榎本丈雄君） だから、あそこに2つあるわけでしょう。第1簡水と第2簡水の井戸、ポンプ室、そのことでしょう。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員、質問の趣旨、何で。

○委員（榎本丈雄君） 個人と言っているから、個人でないでしょう。

○委員長（薄田 智君） 川合集落の配水設備というふうな、今回答ですが、それで間違いはないと思いますが、いかがですか。

○委員（榎本丈雄君） 川合集落から借りているのか。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 済みません、川合配水池の敷地を個人の方から借りているものでございます。水源地ではなくて配水池、川合配水池の敷地を個人から借りているものでございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第7号 平成27年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決いたします。

認定第7号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

お諮りいたします。昼食のためしばらく休憩したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） では、午後 1 時から再開します。よろしくお願ひします。

午前 1 1 時 5 8 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○委員長（薄田 智君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第 8 号 平成27年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を願ひします。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） それでは、平成27年度観光事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明させていただきます。

決算書474ページをお開きください。平成27年度は一般会計繰越金5,100万円を含め、合計で1億5,994万6,195円となっております。

次に、476ページをお開き願ひします。歳出合計が1億5,890万356円となり、歳入歳出差し引残高105万5,839円は平成28年度に繰り越すものであります。

それでは初めに、歳出からご説明申し上げます。492ページ、493ページをお願いいたします。第1款商工費、1項1目観光総務費、11節需用費、観光パンフレット等の印刷製本費が主なものでございます。27節では消費税及び地方消費税などが主なものでございます。

2目旅行斡旋費では、旅行斡旋業におけるJRの運賃、航空運賃、宿泊施設使用料及びバスの借上料など旅行手配に必要な経費でございます。

次に、2項胎内アウレツ館費、1目胎内アウレツ館運営費につきましては、胎内アウレツ館及びレクホールの維持管理に係る経費でございます。

次に、494ページ、495ページをお願いいたします。3項樽ヶ橋遊園費、1目樽ヶ橋遊園運営費につきましては、施設の維持管理運営に係る経費でございます。

次に、496ページ、497ページ、4項胎内リゾート施設費、1目胎内リゾート施設運営費につきましては、11節需用費の修繕費、15節工事請負費で胎内スキー場の設備改修工事が主なものでございます。

次に、498ページ、499ページをお願いいたします。2款1項公債費につきましては、圧雪車の長期償還元金及び利子でございます。

次に、これを賄います歳入であります。戻りまして480ページ、481ページをお願いいたします。第1款事業収入につきましては、1項アウレツ館事業収入では1目食堂収入から4目の施設使用料まででございます。

2項樽ヶ橋遊園事業収入につきましては、1目売店収入から3目観光施設使用料まででございます。

次に、482ページ、483ページをお願いいたします。第2款使用料及び手数料、1項1目行政財

産目的外使用料は、観光施設敷地内にあります東北電力、N T Tの電柱や自動販売機など施設使用料が主なものでございます。

次に、484ページ、485ページをお願いいたします。第3款繰入金は、一般会計からの繰入金及び鹿ノ俣発電所運営事業繰入金でございます。

次に、486、487ページをお願いいたします。第4款は前年度の繰入金でございます。

次に、488ページ、489ページをお願いいたします。第5款諸収入、2項1目雑入は、旅行斡旋収入、胎内リゾート施設光熱費負担金が主なものでございます。

次に、490ページ、491ページをお願いいたします。第6款1項市債につきましては、風倉高压受電設備改修工事の借り入れでございます。

以上で観光事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。

佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） 2点あります。1点目、480ページ、481ページ、樽ヶ橋遊園事業収入なのですが、平成26年度と比較すると若干売り上げが伸びているようです。何か特筆すべきことがあったのかどうか、あればお聞かせください。

もう一点が497ページ、胎内リゾート施設運営費なのですが、15の工事請負費、胎内スキー場設備工事、平成27年度どのような工事が行われたのかお聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 平成26年度のときに、たまたまテレビ、ラジオ、またテレビ局にもそうですし、そういった形でマスコミの方がしゃべるオウムであったりだとか、また触れ合い動物というような形で周知ができて、それによりまして来場者が増員したというような分析をしております。

続きまして、胎内スキー場の設備改修工事ということで、こちらのほうにつきましては平成3年のときに今胎内スキー場のリフトキューピクルだとか、高压で電気を入れて、そこで低压に変換する機械なのですけれども、20年以上たっていて、かなり老朽化のほうがちよっと不具合が発生しそうだということで、年次計画の中で平成27年、28年、29年と3カ年で改修工事ということで行ったものでございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） 樽ヶ橋遊園に関してPRが効果があったということですが、若干今後も含めてどのような考え方で改修等が行われていくのか、それをお聞きしたいのと、スキー場の改修に関してなのですが、監査委員の意見書にもリフト9基というふうにあります、だいたいリフトで老朽化進んでいるのもあるかと思えます。その辺の耐用年数であるとか、その辺の入れかえ予定なんかがあるのかどうか、その辺があればお聞かせいただければと思います。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） それでは、まず初めに遊園のPRということで、こちらのほうにつきましては昨年以上にまた外部に向けてさまざまな形でPRに努めてまいりたいというふうに考えておりますし、また来年度以降におきましても下越エリアの小学生、また幼稚園、保育園、そういったところにも積極的に利用なり、またPRということでチラシの配布であったりだとか、そういう形で取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（薄田 智君） PRではなくて改修の計画、今後の。

○商工観光課長（高橋文男君） 今後は、その改修のほうにつきましては、前回の議会のほうでもお答えさせていただきましたけれども、その辺地債を活用しながら、一つのエリアということではなくて、広い形で計画を整合性をとりながら考えてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、リフト9基ということで、当然老朽化これもしているわけなのですが、これも1年で全部改修というわけになかなかいかないものですから、これも長期的にどういう形でやるのか、その辺のところを今後協議して、そういうふうに詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本文雄君） 今の佐藤君の関連ですけれども、リフトの検査は毎年国土交通省から来てやっていると思うのですが、ここに予算が計上されていないのですが、あのリフト無料だったら検査受けなくていいのですけれども、お金取っているから検査必要だと思うのです。私も以前立ち会ったことがございます。それで、あのところに60キロぐらいの肥やし袋に砂詰めて全部してどのぐらい負荷かかるか、つり上げやるのです、検査。それやっているのですか、やっていないのですか、予算計上されていません。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） こちらのほうは胎内リゾートの経費の中で実施していると思いません。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本文雄君） 胎内リゾートではなくて、市であればなら、管理はそうかもしれないけれども、検査のほうは法定検査なのだから市がやるべきでないですか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） こちらのほうにつきましては、安全管理者のほうも職員のほうで滞在しておりますので、一応そのような形で今まではやっております。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 492、493、旅行斡旋費の中に報償費、観光案内等協力者謝礼が40万円、予算化した割には7万円しか支出していないのですけれども、これはボランティアガイドのこな

のでしょうか。少なかった理由についても伺います。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） こちらのほうにつきましては、主に登山の関係、トレッキングの関係の講師謝礼ということで、ボランティアガイドのほうについてはこちらのほうには含まれておりませんので。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それで、なぜ40万円なのに7万円だったのかという、そっちのほうむしろ知りたかったのです。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 予算の段階ではもう少しボランティアガイドというか、ガイドさんも入れた形の着地型のツアーを検討しておりましたけれども、今回平成27年度に実施した件数がそういった形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 回数とか人数とか、実際にはどうだったのですか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 着地型のツアーのほうにつきまして、12回で255名の参加をいただいております。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それで、この7万円の内訳なのです、聞いたのは。登山ガイドということなのでしょうけれども、先ほどの説明だと。だから、登山でガイドした人が何人で何回行ったのですかということをお願いします。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 内容のほうにつきましては、蔵王山の蔵王権現、高坪山トレッキングツアーで、あと楡形のトレッキングツアー、会津八一、大峰山、同じく楡形山脈の大峰山のこれも登山、トレッキングツアーということで、合計で4回でございます。

○委員長（薄田 智君） 計画は何回で実施は何回だったのですかと。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 済みません、今実施した計画の回数なのですけれども、ちょっと手元に資料がないので、後ほど回答させていただきます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） この主な施策の成果の中に観光事業特別会計で、旅行斡旋事業としては444名という実績がありましたと言って、書いてあるのですが、先ほど12回、255人というのはこれと別なのですか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） こちらのほうにつきましては、着地型の観光ということで、実施回数13回で255名の参加をいただいたということでございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ここにも着地型と書いてあるのですけれども、455人。というのは、では445名のうち255人が着地型というふうに理解すればいいですか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） ただいま丸山委員さんのほうに445名の旅行斡旋業というような形の人数なのですけれども、こちらのほうにつきましては着地型ということではなくて、旅行のあつせんした件数、人数になっております。

済みません、間違いました。含めて445名ということをお願いします。

済みません、訂正させていただきます。445名の中に着地型観光の255名が含まれているということでございます。

○委員長（薄田 智君） 八幡委員。

○委員（八幡元弘君） ちょっと胎内リゾートで、ここで聞いていいかあれなのですけれども、胎内リゾート株式会社になっているはずなのですが、ちょっと場所違うかもしれませんが、564ページの財産のところでは有価証券に胎内リゾートが入ってなくて、出資による権利のところに入っているのですが、これはどういう分け方なのでしょうか。

〔「もう一回言って」と呼ぶ者あり〕

○委員（八幡元弘君） 財産のちょっと場所が違うかもしれないのですが、胎内リゾートのところでは564、565で財産のところ、(株)胎内リゾートが有価証券になくて、その次のページの出資のところにあるのですが、これはどういう分け方なのか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） こちらのほうは有価証券による出資ということになっておりますので。ではなくて、出資によることで。

○委員（八幡元弘君） 株式会社なのに、株発行していますよね。区分けがどういうふうになっているのか。

○委員長（薄田 智君） （5）の有価証券と（6）の出資による権利、このすみ分けというのはどういうふうな分け方をしているのでしょうかという部分だと思うのですが。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 株券としては発行していませんけれども、お金は出資している。

○委員長（薄田 智君） 八幡委員。

○委員（八幡元弘君） 胎内リゾートからの事業計画書の中では株で1,500という、これは発行はされていないのですか。

○委員長（薄田 智君） では、ちょっとこの辺調べていただいて、後で説明していただければと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 497ページの節の19国設胎内スキー場運営協議会負担金50万円、これは以前索道運営協議会、これ名前変わったのですか、それと別個の協議会なのですか。今現在何名ぐらい審議なさっているのですか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） ただいまご質問ありました名前のほう、索道というようなあれでしたけれども、今は国設胎内スキー場運営協議会というふうな名称になっております。

○委員長（薄田 智君） 何名おられるか。

○商工観光課長（高橋文男君） 済みません、構成人数のほうなのですけれども、後ほど回答させていただきますので、お願いします。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） アウレッツ館の関係なのですけれども、きのうも一般会計で質問あったよね、たしか。市長のトップセールスということで、特にスポーツ合宿等々年々、年々増えてきて、延べ4,000人ぐらい来ているのか。あそこというのは、アウレッツ館というのはこれからも先そういうスポーツ合宿以外の合宿等々も誘致するというふうに思うのですが、あそこというのは本当に耐震とかああいうのというのはどういう状況になっていたか、アウレッツ館は。

○委員長（薄田 智君） 榎本課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） アウレッツ館の耐震調査につきましては行ってはおりません。法令、建築基準法か何かで必ずやりなさいという規模までいっていないということで、実施は今現在しておりません。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） アウレッツ館というのは注文品みたいなもので、予約があって開くというふうな感じでやっているよね、確か。これから先々も予約にそういうふうに力を入れていけば、やはりきちっとした耐震の関係も考えていかなければならないというふうに思うのですが、あそこもどちらかといったらロイヤルと、あるいはニュー胎内、あそこもアウレッツ館というのかな、と一体的にこれから先々も考えてやるのであれば、やはり団体客も受け入れられるような、やはり増改築的なことも必要だと思うのですが、その辺もロイヤルとは別な関係、一体的に考えてリゾートとはまた違うかもしれないのだけれども、やはり考えてやるようなことも必要だと思うのだけれども、その辺はどうなのですか、市長さん。

○委員長（薄田 智君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 今ちょっと建築基準法のいいかげんな答弁しましたけれども、私としては

あそこは建築基準法上耐震は要らないと聞いております、奥のほうは。合宿やっているところ。

○委員（渡辺宏行君） パークのほう。

○市長（吉田和夫君） はい。そして、今ご指摘のとおり真ん中のホテルであります、これはやはり連動して使わなければだめだと思っております。せっかくのすばらしいホテルでありますので、ボランティアでもいいですし、いろいろな臨時の職員でも使ってもいいですが、すばらしいホテルも一部不足であれば使用していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 今のあれでわかったのですが、いっそのこと、いっそのことというか、やはり将来もそういうふうにやっていくのであれば大改造も含めて4億円、5億円ぐらい出して、あそこ全体的にそろそろやってもいいのではないかというふうに思うのですけれども、将来考えて。その辺はいかがなものでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 日体大の子供さん来たときは、あそこを使わせていただいたわけですが、団体行動につきましては集団行動ということで、大部屋でなければ人と人の心つながらないと、小部屋は絶対泊まらなかったわけでありまして。ただし真ん中の大部屋を男女別々には合宿したそうでありましてけれども、渡辺委員さんおっしゃいます改造したり何かすると、また莫大な金かかるかしりませんけれども、まずそれらにつきましてどういうふうな構造で、耐震しなくてもいい構造になるか十分まず検討させていただいて、それから調べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今の関連ですけれども、パークホテルは随分建設から時がたって老朽化もささやかれるのですけれども、ニューパークもあわせて一緒に使うという考えであれば、お金がかかることは確かなのですけれども、辺地債等を活用しながらやるかやらないかの判断はあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） ちょっと私の答弁悪かったのですが、いずれにしてもロイヤルホテルはロイヤルホテル使ってもらおうと、いわゆる都市部との交流あるいは合宿のときにはこの2つを使っていたくということでない、またいろんな面での膨大な予算が膨らんでくるわけでありまして。それ以上に入っていただければいいとは思っておりますが、これもまた大きなPRが必要でありますので、奥の2つについてはそういう方式で使用するほかないのではないかと私個人で思っているわけでありまして、森田委員さんがいいアイデアあったら、いつでも私も応援しますので、いいアイデアあったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今辺地債を活用しながらこの機会にやれるのではないかという考えで、そ

これは答弁いいのですけれども、アウレッツ館の会計の2,700万円の収入得るために8,800万円の支出をしていると、最初単純に思ったのですけれども、胎内リゾートの動力光熱費が3,200万円ほどかかっておるということを伺いまして、計算すると差し引き2,700万円程度の収支不足ぐらいなのですけれども、今後施設をきちっとやって、さらに合宿を伸ばしていけばそれはもっともっと圧縮できると思いますので、多少投資は必要かと思えますけれども、やるかやらないかは大事な判断だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） もう一つ、ここに決算出ていますけれども、観光事業会計そのものはちょっと黒字で、全体としては。しかし、今辺地債使いますと、県のほうでは辺地債使用しますと特別会計ではだめですよと、一つ法律あるのであります。したがって、来年からの当初予算につきましては、ハードな辺地につきましては別な項目をつくって一般会計にやるほかないのではないかという、私の方向に一つあるわけでありまして、これも県の人と相談した中で、そういう結論めいたのが出てきましたら、また全員協議会も開いて皆様に報告をしたいと思っております。せっかくのいい制度でありますので、特別会計だめだということであれば一般会計のほうで何か運用できるものは運用していきたいと考えておりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 今の関連質問です、森田さんの。古い話になりますけれども、特別扱い、今市長が言っておられました胎内パークホテル、あれは本当の名前は第二国民宿舎、それから今度ニューパークホテルは研修センターで特別会計扱い、黒川当時は特別会計扱いになっているのですけれども、特別会計ではできないのだなというのだけれども、どういうふう経過していったのか、私はちょっとわかりませんが、それで胎内パークホテルの中の会議室は農林漁業体験実習館になっております。あの調理場も生活改善何とかとなって、調理場にまだ看板下がっております。そういった関係で、特別会計扱いにできるような、これ見るとそういうふうになっているのですけれども、いま一度。

○委員長（薄田 智君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 説明の仕方が悪くて、いわゆるニューパークホテル、あそこは特別会計でやると辺地債は使われませんよという指導を受けているわけです、県のほうから。したがって、ニューパークも一番端の、昔、今言ったらホテル、奥のほう……

〔「アウレッツ」と呼ぶ者あり〕

○市長（吉田和夫君） アウレッツ、これを直すには、いわゆる特別会計でなくて一般会計のほうで充当して構想を練れば辺地債は使ってもいいですよということなのです。特別会計で辺地債は使われませんよと、根拠を私ちょっと調べたいのでありますが、そういう指導も入っているわけでありまして。その辺きちんとしたらまた説明したいと思います。

○委員長（薄田 智君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） スキー場の管理運営についてちょっとお聞きしたいのですが、これ主な施策の成果の中でスキー場の管理運営に当たっては民間の経営手法を導入し、コスト削減を図るといようなこと書いてありますが、実際これどのようなことを民間の手法を取り入れたのか、それで成果があったのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 民間の手法ということで、こちらのほうで497ページの下段のほうにありますけれども、新潟スキー観光振興協議会負担金、こういった形で県内のそういった民間のスキー場の経営者であったりだとか、そういった形で年間の利用人数をどうやって、CM使ったり、テレビ使ったりだとか、そういった話し合いをする場でさまざま意見を聞きながら、それをスキー場のほうに持ち帰ってフィードバックするような形で取り組んでおります。

○委員（小野徳重君） 成果ありましたか。

○商工観光課長（高橋文男君） 成果があったかないかという、前年度におきましては暖冬少雪という形だったのですけれども、さまざまな形で効果はあったものと、その中で食事の問題であったりだとか、さまざまそういった話し合いも出ておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） わかりました。

それで、やはり民間の手法を導入することによって職員のそういう経営に関する意識改革も重要なので、その辺どしどし民間の手法を取り入れてもらえるようお願いをして、質問終わります。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 先ほど保留2点ありましたが、回答が出ますか。

○商工観光課長（高橋文男君） ちょっと調べてまいりますので。

○委員長（薄田 智君） どうします。

〔「採決に関係ないだろう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ということで、これから採決に移ります。

ご質疑がないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第8号 平成27年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第8号は、認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成27年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第9号 平成27年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明をさせていただきます。

初めに、504ページをお開き願います。歳入合計で3億3,633万744円が収入済額でありまして、次の506ページ、歳出合計で3億3,583万9,376円が支出済額でございます。歳入歳出差し引き残高49万1,368円につきまして平成28年度に繰り越すというものでございます。

詳細につきまして、事項別明細書でご説明をさせていただきます。最初に、歳出から説明いたします。522ページ、523ページをお開き願います。1款農林水産業費、1項農業費、1目地域産業総務費では、申告により消費税及び地方消費税を納入したものでございます。

次に、2目地域活性化センター運営費であります。特産物のネット販売や市役所売店のほか、市内外におけるイベントでの販売に要する経費と施設の維持管理費に要した経費でございます。

次に、下段の3目米粉製造施設運営費では、近江新の米粉製造施設でありまして、13節委託料は新潟製粉株式会社への米粉製造委託料、また15節工事請負費は米を微細にするための気流粉碎機と空調設備の修繕工事であり、また28節繰出金は米粉倉庫の返済分でございます。

下段の4目農産加工施設運営費では、次の524ページ、525ページ、13節委託料でございますが、胎内高原ハウス株式会社への委託料でございます。15節工事請負費は施設等整備工事といたしまして、原料充填施設設備の改修や給水ポンプの基盤改修工事が主なものであり、井戸の新設工事につきましては前年度の繰り越し事業でございます。

下段の5目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であります。醸造につきましては、市職員と13節にございますワイン醸造委託料といたしまして、勝沼醸造及び新潟フルーツパーク職員で行ってございます。16節の原材料費では、加工用ブドウ等の醸造用原材料費でございます。

次に、528ページ、529ページをお願いいたします。3款1項1目公債費で、米粉製造施設と胎内高原ミネラルハウスの長期債の償還元金及び利子の支払いでございます。

続きまして、歳入に戻りまして、510ページ、511ページをお願いいたします。1款事業収入、1項1目の活性化センター事業収入では、活性化センターで取り扱った特産品等の販売収入及びイベントによる収入でございます。

2項1目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入でございます。

3項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社からのミネラルウォーター、麦茶等の販売収入であり、4項1目ワイン製造施設運営事業収入ではワイン販売収入でございます。

次に、512、513ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1項1目農林水産業使用料は、地域活性化センターの使用料でございまして、2目行政財産目的外使用料は電柱、電話柱等の敷地使用料でございます。

次に、516、517ページをお願いいたします。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では運営費補填分、また2項特別会計繰入金で鹿ノ俣発電所の配当分の繰り入れでございます。

518、19ページでございますが、5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次めくっていただきまして、520、521ページでございます。6款1項1目雑入では地域活性化センターの民間委託事業者からの複写機等の機器及び電気料の負担金、作業台等の売払収入でございます。

以上で認定第9号 平成27年度胎内市地域産業振興特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

榎本委員。

○委員（榎本文雄君） 523ページ、款の2地域活性化センター運営費、これからいきますと収入から私の計算でございすけれども、差し引くと赤字になっています、187万7,875円、これがその結果でございす。それから、米粉に対しましては332万9,380円、これも赤字でございす。それから、その下の農産物加工施設運営費、ミネラルハウス分でございすけれども、これも収入から差し引くとかなりの赤字でございす。1,558万6,458円の赤字でございす。めぐりまして、次でございす。ワイン製造施設運営事業費でございす。これは、幸いにして黒字でございす。なぜかと分析した結果でございす。これは、新潟フルーツパークと事業分けした分だけプラスになっております。黒字で137万163円の黒字となっております。これを見ますと、なかなか努力の跡が見えないように感じるのですけれども、第三セクターになっておられるわけですけれども、今後こういった事業運営していくとなおさら市の負担が増えると思うのでございす。が、当局の指導というか、何かいいあれありますでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 三宅副市長。

○副市長（三宅政一君） 活性化センターにつきましては、建物だけの収支ではありません。要はギフトの販売、発送業務、それから保管業務等全般に関するものがございす。倉庫業務も兼ねておりますので。それから、イベント等での販売というようなものも、この活性化センター事業費の中で行っておりますので、単純にここの経費と使用料だけで相殺できるというものではなくて、ワインのものについても活性化センターの中でやっておりますけれども、それが全部市の持ち出しということで、活性化センターのものはハムであれ、ワインであれ、それから越の胎内で

あれ、そういうものが全部含まれているということでご理解いただきたいと思いますので、個々単体で黒字になるというようなことは以前の活性化センターの食堂あるいは売店というものと違いますので、あり得ないというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、米粉製造施設、それからミネラルハウスでありますけれども、物品の販売収入プラス保険料等をいただいておりますけれども、工事請負費、要は市の施設でありますので、例えば米粉製造施設であれば工事請負費232万円とか、それから倉庫つくったとき、近江新に倉庫つくったわけですが、それらの繰出金等がありますので、単純に単体での黒字ということでなくて、市のものに対する投資というものもございますので、工事請負費分等は必ず赤になると、ミネラルウオーターのほうについても、この工事請負費一千四百何がしというものについては市の予算の中で井戸を掘ったり、機械のメンテナンスも行ったということになっておりますので、この辺のところはご理解いただきたいと思います。指定管理であっても10万円以上は市の持ち出しで直すというような決まりにも、10万円以上あるいは5万円以上というような形でなっておりますので、これらのものは市の施設であるということで直さなければならないということでもありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） ワイン事業が大変好調で喜ばしいことなのですけれども、平成27年度に製造した本数と販売した本数、またこの時点での在庫の本数を教えていただければと思います。

○委員長（薄田 智君） 榎本課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） ワインの製造の関係でございますけれども、瓶詰めを行ったものが2万4,254本ございます。また、販売した本数につきましては2万2,883本という数字でございます。あと在庫数につきましては、9月27日現在2万3,204本ということでございます。11年産のものから在庫2万3,204本残っているということでございます。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） ワイン製造ですけれども、525ページ、委託料、ワイン製造委託料ありますけれども、これずっと数年ワイン製造委託やっているのですけれども、これは自前で製造することはできないでしょうか、またそういうような教育というか、勉強をやっているのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 榎本課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 先ほど説明でも言いましたけれども、職員1名専門に今ついておりますけれども、市の職員ということで異動とかも考えられますので、専門的な方に製造していただくというのがいいのかなと思っておりますが。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） それは、いつごろになれば自前でできるのでしょうか。それと、1人ということ、もしその人が何かあった場合にはできないわけなので、やはり予備も必要だと思いま

すので、その辺も含めてお願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 榎本農水課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 今勝沼醸造からここ何年かやっておりますし、新潟フルーツパークのほうで専門の方採用しておりますので、その方はずっとやられるということでございます。今ここ数年品質もよくなって、ワインの売れ行きも好調になっておりますが、それについては勝沼醸造のほうから醸造と栽培のほうも指導をいただきながらやっております。

○委員（天木義人君） 自前ではいつごろからやるつもりですか、ずっと勝沼さん。

○委員長（薄田 智君） 三宅副市長。

○副市長（三宅政一君） ワインの市での直営の製造については今後はやる予定は持っておりません。以前醸造師を市の職員として雇用しておりましたけれども、やはり製造技術の問題等もありまして、容易でないというようなものもございます。それと、ここについては専門の職員でなければならないということになってきますので、今課長のほうからも話ありましたように山梨の勝沼醸造のほうに新潟フルーツパークの職員が研修に行きまして、1年間のうち1カ月とか行って醸造の研修あるいはブドウの栽培の研修等を行ってきているわけでありまして。このワイナリーそのものも今の時期は忙しいですけれども、今後冬期間あるいは来春になるとなかなか暇な時間が多過ぎて、それだけの雇用という、年間通した雇用というのが難しい状況になりますので、冬期間新潟フルーツパークのほうは今の時期を過ぎるとだんだん人手は必要になってきますので、その時期にワイナリーのほうの醸造をやってもらって、春になったらまた新潟フルーツパークの本来の栽培業務に戻ってもらうというのを主体とした中での人員の有効活用というような観点から行っていきたいというふうに考えておりますので、今までどおりの委託という形でお願いしたいというふうに思っています。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） これからも委託でやるということですがけれども、胎内ワインということになると栽培もやっているの、最後までやるのがやはりその地方の特色が出ると思うのです。今言ったとおりに抱えていると人員が余ると言いますがけれども、フルーツパークとうまいぐあいに冬期と忙しいときとやればうまくできるのではないかなと思いますし、やはりその辺はいつまでも人に頼っているのではなくて、一番いいところを人の技術に頼っているといつまでたっても胎内ワインというのが定着しないと思うので、消費してもらうのは我々会派でも北海道行ってきましてけれども、やはり地元で消費してもらうようなことで安いワインを販売してもらう、そうすればまた広がっていくということなので、やはり晩酌ワインではないですけれども、酒より安いワインをつくってもらって、地元でつくって地元で消費すると、それでいいのできたらまた販売の拡大につなげていくというのがいいと思うので、ある程度やはり自前でできないということになればよそのやつを仕入れて売っているような格好になりますので、その辺はいい設備がありますので、それを活用してこれから自前でできるところは自前なるべくやってもらいたいと思いま

すので、よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 三宅副市長。

○副市長（三宅政一君） 胎内市と新潟フルーツパークは2者で一体であるというふうを考えております。出資が98%以上という形にもなっておりますので、その辺も考えた中で栽培はやってもらいますけれども、人間については流動的な形の中で栽培技術、それから醸造技術は高めていきたいというふうに思っております。ことしについては28トンを超えるという生産量があるということですので、高いものだけではなくて、手軽な価格のものも販売して多くの方々にかわいがっていただけるようこれから進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 今の関連です。天木さんの関連ですけれども、当初800株でやったわけですが、今だんだんあれして増資したのかどうかそれはわかりませんが、生産量を上げるということは、今後もオーナー制度をやるのか。それから、今平成18年度までに県から約1年あれですけれども、1,500万円ばかりずつ来て植栽完了、平成18年度で完了というような形で、どこに何を植えたらいいかというようなものもございます。それが今半分以下しか植栽が進んでいないというような形なのですけれども、この計画は合併前にあらましできていたはずなのですけれども、私も途中休んだものだから全然知らないもので、今現在どういうふうなあれで、今後どういうふうな方向性に持っていくのか。今私言ったとおりの分離したから、ワイン製造とブドウの栽培と分けたから黒字に、137万163円今回の決算は黒字になったというようなことなのですけれども、当初はスーパーL資金、副市長昨日も言っておりましたとおりの1億5,000万円、これを借り入れ、旧黒川村農協から500万円を借り入れておったのが、今現在起債残高が1億2,000万円に減ったと、これは大変いいことでございますけれども、今後の見通し、規模を縮小していくのか、もっとすばらしい観光と農業をビジョンにした中、そういうような方向性に持っていくのか、ご答弁をお願いします。

○委員長（薄田 智君） 三宅副市長。

○副市長（三宅政一君） 新潟フルーツパークの今の農地造成を行った土地、畑約45ヘクタールほどあるわけですが、計画では。現実的には林状態というような形のところが多くあります。それと、当初計画を行った生食ブドウ等については、生食ブドウ本当に成長するのであるならばハウスをかけ、かん水設備を整えないと立派なブドウはできないということで、それは断念した経緯もございます。それで、今現在加工用ブドウ6ヘクタール、それからブルーベリー1ヘクタール、あと若干杜仲茶、昨年からは植えてきております。桑の葉的なもので、今ごろの時期になったら刈り取りするというようなものですが、それを若干増やしてきております。今後は加工用ブドウに特化した中で苗も育てながら面積拡大を図っていきたいというふうに思っております。ただ面積だけ余計にしてもいい品質のブドウはとれないと、要は1人で面倒見れるのは

2ヘクタールが限度ですというような状況もございますので、新潟フルーツパークでの栽培に従事する職員と面積とを勘案しながら今後やっていきたいというふうに考えています。

それと、加工用ブドウ、一般的な寿命というか耐用年数と申しますか、それは20年という形になってきておりますので、もうそろそろ次の準備をしていかないと、20年たって生産量が落ちてきたからどうしようということもできませんので、20年目に向けた中での栽培体系というものも同時に確立していかなければならないというふうに考えておりますので、今後は加工用ブドウをメインとした中で進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○委員長（薄田 智君） 榎本農水課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 先ほどご質問のございましたオーナー制度でございますけれども、平成27年度末で個人で213名、法人で15口ということでございます。オーナー制度につきましては、増やすように努力をしていきたいと思っております。よろしく願います。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 済みません、確認の意味で教えていただきたいのですが、今あるワイナリーの施設規模と実際に作付されているブドウ畑6ヘクタールというのがちょうどいいのか、それともまだワイナリーに余裕があるのか、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（薄田 智君） 三宅副市長。

○副市長（三宅政一君） 今の面積でワイナリーの貯蔵能力が30トンですので、今新潟フルーツパークにある加工用ブドウの苗木、ところどころ欠けてきていますので、ちょうどよくはなっていますけれども、あまり増やすとこれがまた足りなくなるというか、タンクが足りなくなるという状況もありますので、そうした場合に何年か、2年物、3年物、貯蔵物というような形の中で転換を図っていくか、その辺のところも見きわめながら増産というものも考えていきたいというふうに思っています。

○委員長（薄田 智君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第9号 平成27年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。
高橋商工観光課長。
- 商工観光課長（高橋文男君） 先ほど榎本委員さんのほうからご質問ありました件について回答させていただきます。
初めに、役員の数の方なのですけれども、現在11名ということをお願いいたします。
続きまして、有価証券の方につきまして、出資金として管理はいたしております。こちらの事業報告書のほうで発行済み株式総数ということで、胎内市のほうが1,500株ということで、こちらのほうは株券ということではなくて、出資金ということで管理いたしているものでございます。
- 委員長（薄田 智君） 先ほどの（5）、有価証券と（6）の出資金の権利、その点どういう区分けしているのかという質問だったのですが。
- 商工観光課長（高橋文男君） 済みません、株券としては出しておりません。
- 委員長（薄田 智君） 八幡委員。
- 委員（八幡元弘君） これでは所有株数となっている、これは株ではないのですか。
- 委員長（薄田 智君） 小熊課長。
- 財政課長（小熊龍司君） こちらの株式発行2,500株、そのうち胎内市1,500株ということですが、必ずしも株式発行に対して株券を発行しなければならないということになってございませんで、胎内リゾートの場合は株券は発行しないということで、うちはお金だけを出しておまして、証券、株券は持っていないので、こちらの出資により権利のほうに区分されているということでもあります。
- 委員長（薄田 智君） 八幡委員。
- 委員（八幡元弘君） 今証券会社の煩雑化を防ぐために株券あまり出していないと思うのですが、それは通常の形だと思うのです。株券を発行しないからといって株がないわけではないので、有価証券がないということに多分ならないと思うのですけれども。
- 委員長（薄田 智君） 小熊課長。
- 財政課長（小熊龍司君） こちら（5）の有価証券のところはあくまでも株券として持っているものということで、左のほうに株券と書いてありますけれども、有価証券、証券としては、紙としては持っていないということで、こちらのほうに区分されているということです。
- 委員長（薄田 智君） では、詳細はまた後で聞くということなので、よろしいですか。
- 委員（八幡元弘君） はい。
- 委員長（薄田 智君） わかりました。
榎本さんもいいですか。

○委員（榎本丈雄君） はい。

○委員長（薄田 智君） 保留の件はそしたらオーケーということにします。

次に、認定第10号 平成27年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

坂上黒川支所長。

○黒川支所長（坂上敏衛君） 最後になりましたけれども、認定第10号 平成27年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

最初に、546、547ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。第1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費までは担当職員2名分の給料等であります。13節委託料は、保安規程に基づく発電設備の点検業務委託料などです。15節工事請負費は、昨年6月に発生した管理用道路の擁壁崩落に伴う復旧工事が主なものでございます。25節積立金では、後年度の大規模改修等に備えて基金への積み立てを行ったものであります。28節繰出金では、本事業の目的であります農業関連施設の電気料軽減のため、電気料金の67.58%相当分を繰り出したものであります。

次に、これを賄いました歳入の主なもの、戻りまして544、545ページの第3款諸収入、2項1目雑入の鹿ノ俣発電所売電収入でございます。売電収入につきましては、歳入全体の86.7%を占めており、前年度が71.6%となっております。これは、一昨年オーバーホールのため、発電を停止したことが主な原因であります。

歳入決算額1億6,041万84円、歳出決算額1億2,891万2,982円、差し引き残額3,149万7,102円は平成28年度へ繰り越す内容となっております。

以上で鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第10号 平成27年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第10号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 2時09分 閉 会